



第18号様式（第19条関係）

許可証

大和市環境 第 206 号
管理センター指令

大和市許可番号 第 221 号

令和 6 年 3 月 19 日

横浜環境保全株式会社
代表取締役 高橋 義和 様

大和市長 古谷田 力



次のとおり許可します。

事業所又は営業所	所在地	大和市林間2-5-4 アイビーハイム南林間101
	名 称	横浜環境保全株式会社 大和営業所
許可区分	■一般廃棄物処理業 (■ごみ □し尿 □その他) □浄化槽清掃業	
収集、運搬及び処分の別	■収集・運搬 □処分 □最終処分	
営業の区域	一般廃棄物収集運搬業許可申請書に添付の事業計画書に記載された営業の区域に限る	
営業許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	
条 件	裏面のとおり	

許可条件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成4年大和市条例第26号）、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則（平成5年大和市規則第18号）及び大和市長の指示に従い適切に処理すること。
2. 収集、運搬業務にあたっては、市民に迷惑がかかる行為のないようにし、常に環境衛生の保持に努め、適正に行うこと。
3. 事業計画書に基づく事業所から排出される一般廃棄物のうち、可燃物のみ市施設搬入を認める。ただし、市施設への搬入受付時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日(祝日を除く)及び本市が搬入を認める日

- ◆午前 8時30分から午前11時30分まで
- ◆午後 1時00分から午後 4時00分まで

4. 市施設休炉中及び機械、設備の補修その他大和市の事情により、市施設搬入を認めないことがあるので、その際は、自ら責任を持って適正に処理すること。
5. 廃棄物の分別は、可燃物、不燃物、資源物とし、資源物（特に紙・ダンボール類）については、再資源化を実施し、他に混入させないこと。不燃物については、積極的に資源の再利用に努めることによって、自ら責任を持って適正に処理すること。
6. 収集、運搬車両には、許可証の写しを常備すること。
7. 次の車両を登録車両として認める。ただし、当該車両が車検、補修等正当な理由がある場合は、代車を認める。その際には、事前に申し出て承認を受けること。
 - ◆登録車両：許可申請書類に記載する車両のみとする。
8. 一般廃棄物処理手数料を滞納しないこと。滞納した場合は、搬入を拒否する場合がある。また、悪質な場合は、許可をただちに取り消す。
9. 市が行う搬入ごみ検査には協力すること。

※上記許可条件に違反した場合は、ただちにこの許可を取り消す。